

損保型

# 病気・ケガの補償プラン

会員本人・配偶者  
こども対象

引受保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

## 病気・ケガの補償プランの特長



加入時に「医師の診査」は不要です！  
「健康状態告知書」の  
**2~3問**の質問事項に正しく  
webにて回答していただけます。

過去2年以内の健康状態を  
告知いただくため、  
既往症がある方でも  
ご加入いただける場合があります！

\*ご加入前の病気やケガについては原則として保険金のお支払いの対象になりません。  
詳しくは、「健康状態告知についてのご案内」をご確認ください。

損保型  
親介護補償プラン  
病気・ケガの補償プラン

## こんな場合に活用いただけます！

- 生命保険に上乗せでご加入いただくことで不足部分を補い、病気やケガをした際に充実した医療環境で治療に専念することができます。
- 一般の契約に比べ、団体割引25%適用の割安な保険料でご加入いただけます！20~30代の若年層の方も、もしもの時の補償を月々無理のない保険料負担でご検討いただけます。
- ご本人はもちろんご家族もご加入できます。お子さまにも団体割引の適用された割安な保険料で必要な補償を準備いただけます。
- 払い込んでいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除（介護医療保険料控除）の対象となります。  
※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

## 補償内容

### 基本補償 (A1タイプの場合) 病気・ケガによる入院・手術 (放射線治療: 病気のみ) 等を補償

#### 入院

<疾病入院保険金>  
<傷害入院保険金>



病気、または事故によるケガのために入院したとき

(病気の場合…1泊2日の入院から補償)  
(ケガの場合…日帰り入院から補償)

1日につき **入院保険金日額**  
**5,000円**をお支払い

(病気の場合…1回の入院につき120日限度)  
(ケガの場合…1事故につき730日限度)

#### 手術 放射線治療

<疾病手術保険金>  
<傷害手術保険金>  
<疾病放射線治療保険金>



事故によるケガや病気により所定の手術・放射線治療(病気のみ)を受けたとき

**5万円**または**2.5万円**  
をお支払い

#### 傷害死亡

<傷害死亡保険金>



事故によるケガのため死亡した場合

※保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。

死亡保険金として  
**100万円**をお支払い

#### 後遺障害

<傷害後遺障害保険金>



事故によるケガのため、所定の後遺障害状態となった場合

※保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

後遺障害の程度により  
**4万円～100万円**  
をお支払い

#### 葬祭費用

<葬祭費用保険金>



補償対象者が病気やケガで亡くなり、親族等が葬儀費用を負担した場合

お葬式の費用として  
負担した実費を  
**50万円**を限度としてお支払い



《費用を気にせず、治療に専念できるトータルな補償が欲しい方に》

### 充実補償 (B1タイプの場合) 基本補償に加えて、八大疾病・退院時一時金 (病気・ケガ) を補償

#### 八大疾病

<八大疾病一時金>



がんと診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変・慢性肺炎で所定の状態になったとき

一時金として  
**八大疾病一時金**  
**50万円**をお支払い

#### 退院時の 一時金

<傷害退院時一時金>  
<疾病退院時一時金>



事故によるケガや病気になり、継続して14日以上入院した後、生存して退院したときまたは入院している日数が365日を超えたとき

退院後の療養費やお見舞い返し等に  
傷害退院時一時金は  
1事故に基づく入院につき  
1回**5万円**をお支払い  
疾病退院時一時金は  
1回の入院につき1回**5万円**をお支払い



### オプション (C1タイプの場合) A1・A2・B1・B2タイプに追加できます

#### 介護一時金

<介護一時金>



所定の要介護状態となり、その状態が90日を超えて継続した場合

一時金として  
**50万円**をお支払い

# 年令別月払保険料

## 団体割引25%適用

記載の保険料は、被保険者数が5,000名以上10,000名未満（団体割引25%適用）にて試算しております。

- 疾病入院保険金支払対象期間・支払限度日数120日（免責期間：エクセス1日）※  
※入院を開始した日から免責期間（エクセス1日）が満了した日の翌日より120日の支払対象期間内の入院が対象となります。  
例：1泊2日入院した場合、2日目のみ支払対象となります。
- 傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数：730日（免責期間0日）
- 介護一時金フランチイズ期間：90日

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

### ※特定精神障害補償特約自動セット

加入セット名		保険金額（ご契約金額）				オプション	
		A1タイプ	A2タイプ	B1タイプ	B2タイプ		
病気	疾病入院保険金日額	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円		
	疾病手術保険金額	入院中の手術：5万円 入院中以外の手術：2.5万円	入院中の手術：10万円 入院中以外の手術：5万円	入院中の手術：5万円 入院中以外の手術：2.5万円	入院中の手術：10万円 入院中以外の手術：5万円		
	疾病放射線治療保険金額	放射線治療：5万円	放射線治療：10万円	放射線治療：5万円	放射線治療：10万円		
	八大疾病一時金額	—	—	50万円	100万円		
病気・ケガ	傷害・疾病退院時一時金額	—	—	5万円	10万円		
ケガ	傷害入院保険金日額	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円		
	傷害手術保険金額	入院中の手術：5万円 入院中以外の手術：2.5万円	入院中の手術：10万円 入院中以外の手術：5万円	入院中の手術：5万円 入院中以外の手術：2.5万円	入院中の手術：10万円 入院中以外の手術：5万円		
	傷害死亡保険金額	100万円	200万円	100万円	200万円		
	傷害後遺障害保険金額	後遺障害の程度により 4万円～100万円	後遺障害の程度により 8万円～200万円	後遺障害の程度により 4万円～100万円	後遺障害の程度により 8万円～200万円		
その他費用	葬祭費用保険金額	50万円	100万円	50万円	100万円	介護一時金額	
						50万円	100万円
ご加入タイプ		A1タイプ	A2タイプ	B1タイプ	B2タイプ	C1タイプ	C2タイプ
ご加入年令 (2026年6月1日時点)							
3才～4才 2021.6.2生～2023.6.1生		1,370円	2,750円	1,630円	3,280円	10円	10円
5才～9才 2016.6.2生～2021.6.1生		740円	1,470円	920円	1,830円	10円	10円
10才～14才 2011.6.2生～2016.6.1生		700円	1,390円	880円	1,740円	10円	10円
15才～19才 2006.6.2生～2011.6.1生		680円	1,350円	850円	1,690円	10円	10円
20才～24才 2001.6.2生～2006.6.1生		750円	1,490円	930円	1,840円	10円	10円
25才～29才 1996.6.2生～2001.6.1生		890円	1,780円	1,090円	2,180円	10円	10円
30才～34才 1991.6.2生～1996.6.1生		1,000円	2,010円	1,220円	2,450円	10円	10円
35才～39才 1986.6.2生～1991.6.1生		1,050円	2,110円	1,370円	2,740円	10円	10円
40才～44才 1981.6.2生～1986.6.1生		1,090円	2,180円	1,550円	3,090円	10円	10円
45才～49才 1976.6.2生～1981.6.1生		1,290円	2,580円	1,990円	3,970円	10円	10円
50才～54才 1971.6.2生～1976.6.1生		1,690円	3,380円	2,710円	5,410円	10円	30円
55才～59才 1966.6.2生～1971.6.1生		2,260円	4,530円	3,820円	7,620円	30円	60円
60才～64才 1961.6.2生～1966.6.1生		3,180円	6,380円	5,600円	11,190円	60円	130円
65才～69才 1956.6.2生～1961.6.1生		4,400円	8,800円	7,900円	15,800円	140円	290円
70才～74才 1951.6.2生～1956.6.1生		6,740円	13,470円	11,550円	23,080円	320円	640円
75才～79才 1946.6.2生～1951.6.1生		10,880円	21,770円	17,460円	34,920円	690円	1,380円

- ※ご加入年令とは2026年6月1日時点の満年令です。
- ※ご継続の場合でも、2026年6月1日時点の被保険者の年令に応じた保険料が適用されます。
- ※傷害後遺障害保険金は保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

損保型  
親介護補償プラン  
病気・ケガの補償プラン

## 親の介護は突然やってくる...

2026年6月1日から保険期間が開始する契約より、改定がございます。これまで主特約（傷害死亡・後遺障害保険金）のセットが必須でしたが、主特約をセットせずに親介護一時金支払特約を単独でお引き受けができるようになりました。



## 親の介護は準備してますか？

### ！ 介護の初期費用 いくらかかるんだろう？

介護の初期段階にかかる費用は

**平均74万円です！**

出典：生命保険文化センター  
令和3年度「生命保険に関する全国実態調査」より

初期段階で必要となる費用例

- ・住宅改修費※
- ・福祉用具の購入等※
- ・介護者の交通費、宿泊費（遠方の場合） など

※公的介護保険制度により自己負担額は1割、2割または3割となります。上記以外に個別の事情により、その他の費用が必要となります。公的介護保険の高額介護サービス費制度が適用されるケースについては、自己負担の上限額が適用されるケースがあります。

### ！ 親の介護は他人事ではありません！

平成12年度の256万人と比較して  
**23年間で2.5倍以上に増加しています！**

出典：厚生労働省 令和3年度「介護保険事業状況報告（年報）」より

要支援・要介護認定者数 (単位：万人)



### ！ 親の介護によって退職する可能性があります！

●実は...

介護・看護を理由に

**年間約10万人**の退職者が発生しています。

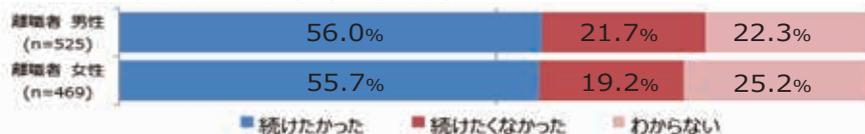
令和3年10月から令和4年9月の1年間に、介護・看護のため前職を退職した者は10.6万人。

うち男性は2.6万人、女性は8万人で女性が約8割を占めます。

出典：総務省統計局 令和4年「就業構造基本調査・結果の概要」より

しかし、介護退職者の多くが、**やむを得ず仕事を辞めています！**

手助・介護を理由に仕事を辞めた時の就業継続意向



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 平成24年度「仕事と介護の両立に関する労働者アンケート調査・結果概要」より

まだ**準備していないあなたに！** J-POWERグループの親介護補償プラン！  
最大で、**親介護一時金300万円**のタイプをご用意しています！

## こんな場合にお支払します！

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。



### 親介護一時金補償

<親介護一時金>

- タイプK1：50万円
- タイプK2：100万円
- タイプK3：200万円
- タイプK4：300万円

加入対象者またはその配偶者の親が所定の要介護状態※となり、その状態が90日を超えて継続した場合に、親介護一時金をお支払します。

※寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態をいいます。ただし、公的介護保険制度の要介護認定を受けた場合は、要介護状態区分「2」以上の状態をいいます。（要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）セット）

## Q&A

Q1：「要介護2」の身体状態の目安は？

A1：軽度の介護を必要とする状態をいいます。

（例）食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。ものわすれや直前の行動の理解の一部に低下が見られる。

Q2：別居の自分の親を親介護一時金に加入させたいのですが？

A2：会員ご本人または配偶者の親であれば同居・別居を問わず加入できます。

親を最大4名まで加入可能です。ただし、2～4名指定される場合は同一のプランでの加入となります。

Q3：加入にあたって、医師の診査は必要ですか？

A3：医師の診査は不要です。加入対象者に親の健康状態を代理してお答えいただくため、親と離れて暮らしている場合でも手間がかかりません。

Q4：親は、何才まで加入できますか？

A4：新規申込の場合、満89才まで可能です。

（保険始期日（2026年6月1日）時点の満年齢）

Q5：現在、親が要介護状態なのですが加入できますか？

A5：公的介護保険制度において要介護認定申請したことがある場合ご加入いただけません。

## 介護の時に役立つ「介護安心サービス」を提供

### ? 介護安心サービスとは

「親介護一時金支払特約」では、介護に関する不安を軽減するサービスを提供します。

#### 介護安心相談

・介護の悩みを電話で相談することができます。

#### 介護に関する業者・施設情報のご提供

・介護に関する提携業者や介護施設の情報を提供します。

#### 認知症TESTER（テスター）

・電話で、自宅のできる認知症チェックサービスを提供します。

※認知症TESTER（テスター）は、ダイヤル・サービス株式会社が提供する「非対面」型のチェックシステムです。

### 認知症のことが心配な方に～認知症TESTER（テスター）～

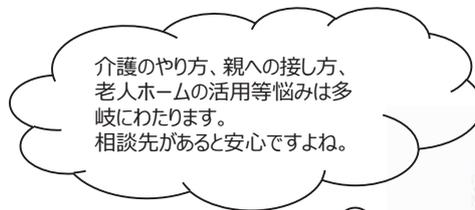
## Q&A

Q1. どのようなサービスですか？

A1. お客さま（ご本人あるいはご家族）に対し約20問の質問を行い、質問に対する回答から認知機能障害の疑いの有無を簡易にチェックするものです。電話（IVRによる自動音声応答）で利用することができます。

Q2. 他の認知症チェックとの違いは何ですか？

A2. 「認知症TESTER」の特長は、ご本人だけでなく、ご家族の方からのご利用が可能です。質問の最初に、回答者がご本人かご家族かの確認があります。他の認知症チェックでは、基本的に認知症のことが心配なご本人自身が質問に回答して状態をチェックするものが多い中、「認知症TESTER」ではご本人自身の判断能力に疑問がある場合でも、ご家族がご本人の状況を回答することで認知機能障害の疑いの有無を判定することが可能です。



介護のやり方、親への接し方、老人ホームの活用等悩みは多岐にわたります。相談先があると安心ですね。



**Step1** 補償の対象としたい方を選んでください。

**Step2** 保険料をご確認ください。

**補償の範囲と補償内容**

特約  
被保険者本人

①会員の親  
または  
②会員の  
配偶者の親  
(同居・別居は問いません)

**親介護一時金額**

プランK1 50万円	プランK2 100万円
プランK3 200万円	プランK4 300万円



①②  
加入年令条件

⇒保険始期日時点の年令が  
**満40才以上満89才以下**の方

**月々の保険料**

親介護一時金		特約被保険者1名あたりの月払保険料			
特約被保険者年令		K1	K2	K3	K4
2026年6月1日時点の親の満年令	40才～44才	10円	10円	10円	20円
	45才～49才	10円	20円	30円	50円
	50才～54才	20円	40円	70円	110円
	55才～59才	40円	80円	170円	250円
	60才～64才	90円	190円	370円	560円
	65才～69才	220円	440円	880円	1,320円
	70才～74才	500円	1,000円	2,000円	2,990円
	75才～79才	1,110円	2,220円	4,430円	6,650円
	80才～84才	2,800円	5,610円	11,210円	16,820円
	85才～89才	5,730円	11,460円	22,920円	34,390円

- ・フランチャイズ期間：90日（特約被保険者が要介護状態となり、その状態が90日を超えて継続した場合に一時金をお支払いします。）
- ・団体割引25%適用
- 記載の保険料は、被保険者数が5,000名以上10,000名未満（団体割引25%適用）にて試算しております。
- ・要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）セット

**Step3** 健康状態告知をお願いします。

**健康状態告知について**

「加入対象者」が「特約被保険者（親）」を代理して告知を行います。「加入対象者」が「特約被保険者（親）」に健康状態を確認し、その内容を告知しますので別居の場合でも手続きが可能です。

※健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項（年令・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

**ご加入例**

《例》親2名の場合

会員と会員の配偶者の親を  
特約被保険者とする  
親介護補償プラン「K1」に加入した場合  
・会員の父親68才  
・会員の配偶者の母親63才

会員の父親 親介護一時金 220円	会員の配偶者の母親 親介護一時金 90円
<b>合計月払保険料：310円</b>	

《例》親3名の場合

会員と会員の配偶者の親を  
特約被保険者とする  
親介護補償プラン「K1」に加入した場合  
・会員の父親70才  
・会員の母親68才  
・会員の配偶者の母親64才

会員の父親 親介護一時金 500円	会員の母親 親介護一時金 220円	会員の配偶者の母親 親介護一時金 90円
<b>合計月払保険料：810円</b>		

※親2～4名がご加入される場合、それぞれの年令別の保険料を加算します。  
プランは同一となります。

## 加入対象者について

加入対象者	J-POWERグループ共済会の会員の方
被保険者 (補償の対象となる方)	以下①②③からお選びいただいた方 ①J-POWERグループ共済会の会員の方ご本人 ②会員の配偶者 ③会員の子ども ※ただし、「親介護補償プラン」の場合、①②の特約被保険者（親）
加入年令	満3才から満79才までの方 ※「親介護補償プラン」の特約被保険者の方の加入年令、ご加入例はP.22に記載しています。

## 保険期間（ご契約期間）と保険料の払込方法

保険期間 (ご契約期間)	2026年6月1日午後4時～2027年6月1日午後4時まで 1年間
払込方法	月払（給与控除）：2026年6月分給与より毎月控除となります。

## ご加入方法

J-POWER保険サービスのホームページよりお手続きください。

申込締切日 **2026年3月31日（火）** webよりお申込みください

### ■ 前年同内容にて継続の場合は、自動継続となりますので、お手続きは不要です。

- ※補償内容を変更される場合、継続を中止される場合は、webよりお手続きください。  
(補償内容を拡大される場合、特定疾病等補償対象外の条件を削除する場合は、健康状態の再告知が必要です。)
- ※現在ご加入の方で継続の場合は、ご継続時の被保険者または特約被保険者の年令により保険料が変更となる場合がありますので、ご注意ください。
- ※病気・ケガの補償プランの介護一時金支払特約または親介護補償プランの親介護一時金支払特約について、引受保険会社が保険金をお支払いした場合は、継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますので、ご注意ください。
- ※法定相続人以外の方に保険金受取人指定をされる場合にはweb手続きおよび自動継続は不可となりますのでご注意ください。

## 事故が起こった場合の手続き

万一事故が起こった場合には、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。  
なお、「あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター」では、専門の係員が事故の受付をさせていただきます。

**あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター 0120-985-024（無料）**

※受付時間：24時間365日 ※IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。※おかけ間違いにご注意ください。

## サービスのご案内

病気・ケガの補償プランまたは親介護補償プラン（注）に加入された被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。

【生活安心サポート】（注）親介護補償プランのみに加入された被保険者は、生活安心サポートのご利用はできません。

- 健康・医療ご相談  
(健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供)
- ホームヘルパーサポート（ホームヘルパー業者のご紹介）
- 暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談（法律のご相談／税務のご相談）

【医療カウンセリングサービス】

- セカンドオピニオンのご相談

【健康安心サポート】

- 健康検診サービス（人間ドック施設のご紹介／PET検診施設のご紹介）
- 健康・医療ご相談（健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供）
- 介護安心サービス（介護安心相談／介護に関する業者・施設情報のご提供／認知症TESTER（テスター））
- メンタルご相談（メンタルヘルスのご相談）
- 暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談（法律のご相談／税務のご相談）

【CareWiz トルト for me】

- 歩行機能分析
- 口腔機能分析

※サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。ただし、「CareWiz トルト for me」については、各特約の補償対象となる方も利用可能です。

- ※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- ※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。
- ※「生活安心サポート」「医療カウンセリングサービス」「健康安心サポート」は保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- ※「生活安心サポート」「医療カウンセリングサービス」「健康安心サポート」はサービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

※「CareWiz トルト for me」のご利用にあたっては、スマートフォンなどが必須です。

- ※「CareWiz トルト for me」の分析結果はあくまでも目安であり、ご利用者の状態を断定するものではありません。
- ※「CareWiz トルト for me」のサービス利用料は無料ですが、通信料はサービス利用者負担となります。また、保険期間中の利用回数に制限はありません。
- ※上記は「生活安心サポート」「医療カウンセリングサービス」「健康安心サポート」「CareWiz トルト for me」の概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」でご確認ください。



## ご加入にあたってのご注意

- このパンフレットは、団体総合生活補償保険(M S & A D型)の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず別冊の「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- この保険は電源開発株式会社を保険契約者とし、J-POWERグループ共済会の会員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。
- 団体総合生活補償保険の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」、保険証券は保険契約者(電源開発株式会社)に交付されます。
- 税法上の取扱い(2025年11月現在)**  
払い込んでいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。  
※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。
- ご加入いただくお客さまへのお願い**  
申込人と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。
- 保険金のお支払い事由が起こったときには**  
万一事故が起こった場合には、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 他の保険契約等に関する告知義務**  
他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項としてwebにて告知していただきます。正しく告知していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 自動継続について**  
**特段のお申出がない限り、翌年度も同様の補償内容にて継続されます。**  
ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時の被保険者ご本人の年齢が満79才までまたは、ご継続時の親介護一時金支払特約の特約被保険者の年齢が満89才まで保険契約の満了する日と同一内容(※)で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日時点の被保険者または特約被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。  
(※)傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。  
(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
- 共済会脱退後のお取扱いについて**  
共済会脱退後も現契約のご継続を希望される場合は、5月分までの残回数分の保険料を一括で払い込みいただけます。翌年度からは退職者団体契約となり、保険料が変更となります。また払込方法は一時払となりますが、補償は満80才(ご継続時満79才)までご継続いただけます。
- 始期前発病について**  
(疾病の補償)  
保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に発病した病気(注)については、保険金をお支払いできません。  
※上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知して契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない病気等であっても、それが保険期間の開始時よりも前に被ったものである場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間の開始時からその日を含めて365日を経過した後に病気により入院を開始した等の場合には、保険金をお支払いできることがあります。  
(注)その病気と医学上因果関係がある病気を含まず。医学上因果関係がある病気とは、医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。  
(介護一時金支払特約、親介護一時金支払特約)  
保険期間の開始時(注)より前に要介護状態の原因となる事由が発生していた場合は、保険金をお支払いできません。  
※上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知して契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない原因による要介護状態であっても、その原因が保険期間の開始時(注)よりも前に発生した場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、要介護状態開始日が保険期間の開始時(注)からその日を含めて365日を経過した後の場合には、保険金をお支払いできることがあります。  
(注)継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。
- 健康状態告知の告知義務違反解除について**  
健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(注)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。  
また、保険期間の開始時(注)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時(注)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。  
(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険契約の開始時となります。
- 引受条件の制限について**  
健康状態告知書質問事項の回答内容やweb申込時の入力事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 八大疾病一時金(がん)について**  
初年度契約の保険期間の開始時より前に発病したがんまたは初年度契約の保険期間の開始時からその日を含めて90日(待期間といいますが)を経過した日の翌日午前0時より前に発病したがんについては、保険金をお支払いできません。

### お問合わせ先

取扱代理店 株式会社 J-POWER保険サービス保険部

〒160-0022東京都新宿区新宿2-3-10 新宿御苑ビル7階  
TEL: 0120-911-540

※音声ガイダンス後、「2」(保険に関するお問合わせ)→  
「1」(ご自身もしくはご家族の保険についてのお問合わせ)  
の順にご選択ください。

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
東京企業営業第七部営業第二課  
〒103-8250東京都中央区日本橋3-5-19  
TEL: 050-3461-7268